

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

「住民の福祉の増進」は、行財政運営の一つと捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】

予算の範囲内での運営になります。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【回答】

現在予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

保険料第1段階で被保護者を除いた者(老齢福祉年金受給者等)の保険料について、市独自減免(8/10)の継続実施を考えております。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

「法施行時の訪問介護利用者に対する負担軽減事業」及び「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」の軽減対象者として認定を受けていた者の訪問介護サービス利用料について、市独自減免(1/2)の継続実施を考えております。

③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

【回答】

国の基準に基づき適正に実施します。

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

【回答】

4月以降の新規・区分変更申請者については、10月からの見直しによる再申請や区分変更等の案内を含めたパンフレットや見直しに係る取り扱い等を個別に送付します。また、市内の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等に対し、サービス利用者への新基準の周知や相談、介護認定の区分変更や再申請の働きかけなどについて協力を依頼しています。

- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】

認定調査員及び市内関係事業者に対し、厚生労働省主催の研修会への参加案内について周知しております。

- ③ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

第4期介護保険事業計画に基づく、必要な基盤整備を実施します。また、整備法人に対する交付金については、国による地域介護・福祉空間整備等交付金を交付予定です。

- ④ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成21年度の介護報酬増額改定やその他の介護従事者処遇改善施策の状況を把握し、国や県と連携を図っていきたいと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスは、毎日実施しています。
会食方式により、コミュニティサロン事業(週1回)を実施しております。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】

市内巡回路線バス(くるりんばす)利用において、介護認定者(要支援・要介護)と付き添いの方1名に限り乗車料金を無料化とし、乗車の際に、介護認定者等であることを告げずに提示のみで乗車できる「無料パスカード」を対象希望者に発行しています。また、市内在住の65歳以上の方に限り、1か月有効の高齢者定期券を1,000円で販売しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

閉じこもりを予防するため会食方式によりコミュニティサロン事業(週1回)を実施しております。
地域のボランティアが実施している「ふれあいいきいきサロン」等へ転倒予防のため講師等を派遣しております。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要介護状態である要介護認定者(要介護1から5の方)を対象としています。
さらに、要介護状態となるおそれがある要支援2の方も対象としています。

- ③ すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

本年度より「障害者控除対象者認定書」について、対象者全員への送付を予定しております。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

現在、ひとり暮らし非課税者及び寝たきり・認知症高齢者の非課税世帯は後期高齢者福祉医療制度対象者ですが、非課税世帯全員への制度拡大は予定しておりません。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】

助成については考えておりません。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

現在資格証明書発行者はおりません。

愛知県後期高齢者医療広域連合要綱等に準じ、生活実態を十分に把握した上で検討しますが、資格証明書の発行に至らないように、保険料の未納対策に取り組んでまいります。

- ④ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

適用については考えておりません。

- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

【回答】

助成制度は、既にあります。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成20年4月より実施しております。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】

妊産婦健診の無料健診、つまり公費負担につきましては、平成21年度に5回から14回に拡大し、県外で受診される方への支援も同様に拡大しました。今後は、厚生労働省の基準にあわせた方法とするよう愛知県医師会と市長会を通じて調整中です。

産婦健診については、現在実施する予定はありません。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】

ヒブワクチンは、厚生労働省における予防接種検討会において安全性、有効性が検討されている予防接種の種類であり、現時点で費用助成は考えておりません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】

平成21年度から1.5倍未満に引き上げました。

申請の受付は、本市教育委員会学校教育課の窓口でも行っております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】

一般会計の繰入は、県内でも高いものとなっており、繰入の増額は現在のところ考えておりません。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】

就学前の子どもを均等割の対象にしないことは、考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現在のところ改正の予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現在のところ改正の予定はありません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

本市では、現在のところ資格証明書の発行は行っておりません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】

短期被保険者証の交付により、接触の機会を多く持ち、生活実態の把握に努めるとともに、納付相談や減免制度の案内を行っております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

保険税徴収につきましては、収納課と連携を図りながら、滞納者の生活実態の把握に努めてまいります。また、納税資力がない方等は、個々の現況等を踏まえながら対応してまいります。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、生活保護の基準生活費の1.15倍から1.3倍以下と現在規定しております。また窓口チラシを置き、市ホームページで周知を行っております。

5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

【回答】

(自立支援医療について)

自立支援医療(更生医療)該当者のうち、障害者手帳3級以上などの障害者医療制度対象者は窓口負担がありません。自立支援医療(精神通院)該当者は対象医療機関への通院自己負担分を助成しています。

- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

【回答】

地域生活支援事業によって、その事業に要する経費の一部を負担していただくという受益者負担という考えに基づき、お支払いをお願いしており、現在のところ利用料の免除は考えていません。

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】

事業実施にあたって、何らかの形での支援策は必要と考えていますが、現在のところ予定はありません。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

がん検診、歯周疾患検診については、現在、70歳以上、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は免除しておりますが、日進市の公共サービスにかかる受益者負担の基本的な方針に従い、受診者の方には応分の負担をお願いしております。

ただし、40歳以上70歳未満の5歳間隔年齢者の負担金は半額とし、受診促進を図っており、今後とも自己負担金の無料化の計画はございません。また、がん検診においては、個別・集団とも検診を行っております。

実施期間は、歯周疾患検診、集団がん検診とも通年実施しております。
また、21年度は限り特定の年齢者を対象に子宮がん、乳がん検診を無料とします。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】

30代を対象に特定健診に準じた内容で「30代さわやか検診」を実施していますが他の健診と同様無料化の計画はございません。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在 30 歳から 75 歳までを対象に、5 歳毎の節目年齢検診を実施。
5 年に 1 回受けられる体制です。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

窓口にて保護申請を妨害する行為等は、行っておりません。
また、調査の実施及び会計処理上の期間が必要である旨は、保護申請時に説明しご了承を得ております。保護開始までの間は緊急小口資金又は特例つなぎ資金を活用することとしております。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】

国指針及び県通知に基づき実施しております。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】

当市は、国基準による現業員数が1名となるため、正規職員の他業務の兼務による複数で担当という形で保護の実施を行っております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上